

委 任 状

下記受任者を本人(当社)の代理人として下記事項を委任します。

- 一、 商標・団体商標・証明標章又は団体標章の出願、登録、減縮、取下又は放棄、出願の分割、証書再発行、出願の変更、補正、名義変更、権利の譲渡、使用許諾の設定又は再使用許諾の設定、使用許諾登録の抹消登記、質権の設定、変更及び質権の抹消登記、拒絶査定先行通知に対する意見書の提出、商標権に関する異議申立事件、無効審判事件、登録の廃止（取消）事件に関する一切の手続き、存続期間の更新出願、訴願（行政不服申立）の提起又は参加、行政訴訟の提起又は参加、再審の提起又は参加、商標法、商標法施行細則、訴願法、行政訴訟法、行政手続法及びその他法令で定められた一切の手続き並びにその放棄、取下げ、認諾又は和解を行なう権限。
- 二、 上記各項の手続きに関し、物件の下付を受ける権利。
- 三、 上記各項の手続きに関し、単独又は共同で代理する権限、復代理人を選任及び解任する権限、並びに特別代理権。

委任者：(商号名称)

(社判)

住 所：

代表者：(氏名)

(代表者印)

受任者：何秋遠（弁理士）

住 所：台北市復興北路 290 號 12 樓

年

月

日

(査証不要)